

令和3年
第4回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
11月19日(金)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	5
	○議事日程の報告	5
	○議会運営委員会委員長報告	5
	○会議録署名議員の指名	5
	○会期の決定	5
	○管理者報告	5
	○管理者提出議案の一括上程	8
	◇認定第1号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計 歳入歳出決算認定について	
	◇報告第2号 専決処分の承認を求めることについて	
	◇報告第3号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計 継続費精算報告書について	
	◇議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を 改正する条例	
	◇議案第6号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計 補正予算(第1号)	
	○管理者提出議案の説明	9
	○決算認定に関する代表監査委員の報告	16

○報告第2号に対する質疑、委員会付託、討論、採決……………	17
○認定第1号、報告第3号、議案第5号及び議案第6号 に対する質疑……………	17
○認定第1号、議案第5号及び議案第6号の委員会付託……………	17
○散会の宣告……………	18
11月20日(土) ○休 会	
11月21日(日) ○休 会	
11月22日(月) ○休 会	
11月23日(火) ○休 会	
11月24日(水) ○休 会	
11月25日(木) ○休 会	
11月26日(金) ○休 会	
11月27日(土) ○休 会	
11月28日(日) ○休 会	
11月29日(月) ○議事日程……………	19
○出席、欠席議員……………	20
○職務のため出席した者……………	20
○説明のため出席した者……………	20
○開議の宣告……………	21
○議事日程の報告……………	21
○管理者より発言の申出……………	21
○一般質問……………	21
○付託事件に対する委員長報告……………	21
◇総務常任委員会委員長 伊 東 秀 浩 議員	
◇業務常任委員会委員長 大 石 圭 子 議員	
○委員長報告に対する質疑……………	25
○討論、採決……………	26
○閉会中の継続審査事項の委員会付託……………	26
○閉会の宣告……………	26

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和3年11月19日

11日間

至 令和3年11月29日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	11月19日	金	午前10時	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○管理者提出議案の説明 ○監査報告 ○報告第2号に対する質疑、委員会付託、討論、採決 ○認定第1号、報告第3号、議案第5号及び議案第6号に対する質疑 ○認定第1号、議案第5号及び議案第6号の委員会付託
			本会議散会后	委 員 会	○付託事件の審査
2	11月20日	土		休 会	
3	11月21日	日		休 会	
4	11月22日	月		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
5	11月23日	火		休 会	
6	11月24日	水		休 会	

7	11月25日	木		休 会	
8	11月26日	金		休 会	
9	11月27日	土		休 会	
10	11月28日	日		休 会	
11	11月29日	月	午前10時	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会

蕨戸田組告示第9号
令和3年11月12日

令和3年11月19日、令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）
を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合
管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	武下涼	議員	2番	宮下奈美	議員
3番	中野たかゆき	議員	4番	古川歩	議員
5番	鈴木智	議員	6番	大石圭子	議員
7番	保谷武	議員	8番	根本浩	議員
9番	三輪かずよし	議員	10番	前川やすえ	議員
11番	スーパークレイジー君	議員	12番	佐藤太信	議員
13番	むとう葉子	議員	14番	三輪なお子	議員
15番	林冬彦	議員	16番	酒井郁郎	議員
17番	三浦芳一	議員	18番	伊東秀浩	議員
19番	細田昌孝	議員	20番	榎本守明	議員

◇不応招議員 なし

令和 3 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月19日（金）

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和3年11月19日（金）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 認定第1号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 報告第3号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について
 - (4) 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第6号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
8. 管理者提出議案の説明
9. 決算認定に関する代表監査委員の報告
10. 報告第2号に対する質疑、委員会付託、討論、採決
11. 認定第1号、報告第3号、議案第5号及び議案第6号に対する質疑
12. 認定第1号、議案第5号及び議案第6号の委員会付託
13. 散 会

令和3年11月19日(金)

◇出席議員 (19名)

1番 武下 涼 議員	2番 宮下 奈美 議員
3番 中野たかゆき 議員	4番 古川 歩 議員
5番 鈴木 智 議員	6番 大石 圭子 議員
7番 保谷 武 議員	8番 根本 浩 議員
9番 三輪かずよし 議員	10番 前川 やすえ 議員
11番 スーパークレイジー君 議員	12番 佐藤 太信 議員
13番 むとう 葉子 議員	14番 三輪 なお子 議員
15番 林 冬彦 議員	16番 酒井 郁郎 議員
17番 三浦 芳一 議員	18番 伊東 秀浩 議員
19番 細田 昌孝 議員	

◇欠席議員 (1名)

20番 榎本 守明 議員

◇職務のため出席した者

石塚 千明 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	今井 良助	代表監査委員
菅原 文仁	副管理者	阿部 泰洋	嘱託
奥田 純子	会計管理者	小谷野賢一	嘱託
渡辺 靖夫	事務局長	吉野 博司	嘱託
山本 義幸	次長	栗原 誠	嘱託
木村 和正	総務課長	東口 俊博	嘱託

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和3年11月19日（金曜日）
午前10時00分開会

◎開会と開議の宣告

○三輪なお子議長 ただいまより、令和3年
第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会
を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○三輪なお子議長 本日の議事日程についま
しては、お手元にお配りしたとおりであり
ますので、ご了承願います。

◎議会運営委員会委員長報告

○三輪なお子議長 最初に、議会運営委員会
委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 大石圭子
議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 おはようございます。

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合
議会定例会に係る議会運営委員会を去る
11月16日に開催いたしました。

その決定事項についてご報告申し上げま
す。

お手元に会期日程（案）及び議事日程を
お配りしておりますので、ご参照をお願い
いたします。

まず、会期日程でございますが、蕨市、
戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、
本日11月19日から11月29日までの
11日間とすることに決定いたしました。

一般質問の発言通告は、11月22日午
前10時までとする。また質疑の発言通告

は、代表監査委員の監査報告後、本会議再
開時までとする。

以上のとおり決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結
果、お配りいたしましたとおりであります。

以上で議会運営委員会委員長の報告とさ
せていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○三輪なお子議長 次に、会議録署名議員の
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の
規定により、

1番 武下 涼 議員

11番 スーパークレイジー君 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○三輪なお子議長 次に、会期決定の件を議
題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営
委員会委員長の報告のとおり、本日11月
19日から11月29日までの11日間と
いたしたいと思いますが、これにご異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、11日間と
決定いたしました。

◎管理者報告

○三輪なお子議長 次に、管理者の報告を求
めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回蕨戸田衛生

センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

なお、本組合議会の定例会は、年内最後となりますが、議員の皆様には、組合業務の円滑なる運営につきまして、特段のご協力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本定例会に提出する案件は、決算認定1件、報告2件、条例案1件、予算案1件の5件であります。

慎重なるご審議の上、ご認定、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これから前定例会後の主なる事項について、ご報告申し上げます。

最初に、蕨戸田衛生センター組合規約の変更について申し上げます。

この組合規約は、本組合を設立するに当たり、蕨市並びに戸田市において議会、執行機関及び負担する経費などについて法律に基づき定めたものであり、両市の議会において協議・議決を得て埼玉県に設置の認可申請を行い、許可を受けたものであります。

このたび戸田市が実施いたしました戸田市美女木向田地区の住所整理事業に伴い、本組合の住所表記が変更となりましたので、組合規約に定めている事務所の位置を変更したものであります。

表記は、戸田市大字美女木978番地から戸田市美女木北1丁目8番地の1となり、本年11月1日からの変更となりました。

この変更に伴い、埼玉県への組合規約変更の届出に併せ、条例1件の改正を専決処分で行いました。

なお、本件につきましては、本議会においてご報告し、ご承認をお願いするものであります。

次に、例年実施しておりますダイオキシンの測定結果について申し上げます。

まず、環境への影響が大きいごみを焼却した際の煙突からの排ガスであります。A号炉0.0082ナノグラム、B号炉0.004ナノグラム、C号炉0.14ナノグラムという結果となり、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値である5ナノグラムを大幅に下回っており、安定した数値が維持されております。

A号炉とB号炉の数値が大幅に低くなっておりますが、これは令和2年度の基幹的設備改良工事において、排ガス処理設備を最新式のものに更新した効果であり、施工前に比べて大気中に放出されるダイオキシン類を90%以上削減することができました。

なお、C号炉につきましては、現在更新工事を施工中であり、完了予定の令和4年1月21日以降は、A号炉、B号炉と同様にダイオキシン類の排出を削減し、環境への影響の低減化に寄与するものと考えております。

また、土壌中のダイオキシンにつきましては、測定箇所をさいたま市の中学校の敷地内2か所、組合敷地内5か所に加え、本年度より戸田市美女木2丁目にあります外仲田公園を追加し、合わせて8か所のサンプリングを行いました。

数値につきましては、南浦和中学校は11ピコグラム、内谷中学校は3.1ピコグラム、組合敷地内は14ピコグラムから570ピコグラム、外仲田公園は52ピコグラムという結果となりました。

測定結果については、全て環境省の環境対策基準値とされる1,000ピコグラム以下となっております。

次に、本年度4月から9月までの上半期

のごみの搬入状況について申し上げます。

本年度の上半期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月の緊急事態宣言発令に始まり、以降、まん延防止等重点措置地域の地域指定を含め、ほぼ全ての期間、規制のある中での市民生活や事業活動が強いられたことから、ごみの搬入も影響を受けました。

まず、基幹的設備改良工事に伴い、川口市に直接搬入した処理委託分454トンを含めた生活系可燃ごみの搬入量は1万6,763トンとなり、前年同期と比較して307トン、率にして1.8%の減少となりましたが、コロナ禍前の令和元年度との比較では251トン、率にして1.5%の増加となっております。

一方で、事業系可燃ごみについては9,691トンとなり、前年同期と比較し197トン、率にして2.0%の減少、また令和元年度との比較では1,095トン、率にして10.2%の減少となり、2年続けての減少となりました。

可燃ごみ合計では2万6,454トンとなり、前年同期と比較して504トン、率にして1.9%の減少、令和元年度との比較では844トン、率にして3.1%の減少という結果でありました。

可燃ごみ以外の生活系ごみでは、前年同期と比較して、粗大ごみが89トン、率にして8.5%、不燃ごみでは122トン、率にして11.2%といずれも大きく減少しましたが、令和元年度との比較では、粗大ごみが7.7%、不燃ごみが7.2%の増加となっております。

また、リサイクルプラザに搬入されました資源ごみでは、プラスチック類、ガラスびん類、金属缶類及び紙類では1.0%から3.7%減少したものの、ペットボトル

に限っては4.0%増え、依然として増加傾向にあります。

資源ごみ全体での搬入量は3,083トンとなり、前年同期と比較し20トン、率にして0.7%の減少となりましたが、令和元年度と比較すると248トン、率にして8.8%の増加となっております。

この結果、ごみの総搬入量は3万1,510トンとなり、前年同期との比較では786トン、率にして2.4%の減少となっております。

また、令和元年度との比較では519トン、率にして1.6%の減少となりました。

以上のとおり本年度上半期のごみの搬入状況について、ごみの種類別に見ると、最も搬入量の多い生活系の可燃ごみをはじめ、ほとんどの種別で令和2年度の搬入量の増加が令和3年度には減少に転じたものの、コロナ禍以前の令和元年度の搬入量までは減少していません。

これと異なり事業系の可燃ごみでは、令和2年度、3年度と継続して減少を続けており、生活系の可燃ごみも減少したことから、可燃ごみ全体では、令和元年度よりもさらに少ない搬入量となりました。

ごみの総搬入量の約84%を占める可燃ごみの搬入量が減少した影響は大きく、ごみの総搬入量は、令和2年度の増加から一転、令和3年度の上半期の時点では、令和元年度の搬入量をも下回りました。

なお、資源ごみのうちペットボトルにつきましては、令和2年度に続き唯一令和3年度も増加しております。

このように現状では、ごみの総搬入量が減少するという状況となっておりますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによる経済的影響を伴う規制がほぼ解除されたことから、今後の事業系可燃ごみの増

加が懸念されます。

いずれにいたしましても、各家庭や事業所から排出されるごみの増減につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染動向に大きく左右されることが想定されることから、今後ごみの処理に支障を来すことのないよう、搬入状況に注視し、対応してまいります。

次に、回収されました主なる資源物の売払いの今年度3回目となる10月から12月分までの入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶52円80銭、アルミ缶248円38銭、ペットボトル71円50銭、破碎鉄38円1銭6厘、焼却鉄12円22銭1厘となりました。

これは今年度2回目の7月から9月分の契約価格と比較いたしますと、取扱量が多いペットボトルは27.0%、アルミ缶は9.5%上昇したほか、その他の品目についても0.6%から3.7%価格が上昇いたしました。

なお、スチール缶及びアルミ缶の1キログラム当たりの単価は、前年度同期のほぼ倍となっており、売払いを初めて以来最高額となったほか、その他の品目についても高値を維持しております。

9月末時点での調定額で比較すると、令和2年度の約4,900万円に対し、令和3年度は8,430万円と72%増加しており、本年度の回収資源売払金は、全体的に好調に推移しております。

最後に、再生家具の販売について申し上げます。

例年6月に開催しておりました展示販売は、戸田市が新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点地域に指定されたことから中止したことを8月定例会でご報告いた

しましたが、このたび感染リスクを抑えた上で再生家具販売を実施するため、インターネットを活用した入札販売を試行いたしました。

組合のホームページ上に販売する家具の写真や寸法などの情報を掲載し、メールによる入札としたもので、蕨、戸田両市のツイッターなどのSNSから情報の発信を行いました。

1回目は9月22日から9月28日までの期間で実施し、50点中14点が、2回目は10月27日から11月2日まで実施し、50点中11点が落札されました。

なお、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていることから、例年どおりの手法による展示販売は、感染対策を徹底した上で11月8日から11月13日までの期間で開催いたしました。

今回の展示品の総数は250点ほどで、そのうち136点が落札され、再利用されることとなりました。今回はインターネットでの販売と通常の展示での販売を別々に実施いたしましたが、今後につきましては、今回試行的に行ったインターネットでの販売と通常の展示販売による課題を整理し、一人でも多くの方に再生家具の販売を知っていただくとともに、もっと多くの方に再生家具を利用してもらうため取り組んでまいります。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○三輪なお子議長 これより管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、決算認定1件、報告2件、条例案1件、予算案1件の計5件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

認定第1号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

報告第2号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について

議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）

○三輪なお子議長 以上、朗読いたしました管理者提出議案を一括して議題といたします。

◎管理者提出議案の説明

○三輪なお子議長 提出者の説明を求めます。頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 それでは、最初に認定第1号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

本認定に当たりましては、監査委員の方々には、去る8月30日に決算書、附属書類及び帳簿等について慎重なご審議を賜り、本定例会にご提案できましたことを改めまして本席より感謝申し上げます。

また、両市の議員の皆様には、令和2年度の予算の執行に当たり、格別なるご指導を賜り、組合の業務が円滑に運営され、所期の目的を達成できましたことに対し、重ねて感謝申し上げます次第であります。

つきましては、ここに監査委員の決算審査意見書を付して認定をお願いするもので

あります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算のそれぞれの総額40億1,763万2,000円に對しまして、歳入決算額は40億7,552万2,604円、執行率は101.4%であります。

一方、歳出につきましては、39億1,402万1,209円、執行率は97.4%であります。

歳入歳出差引額は1億6,150万1,395円となり、全額を翌年度に繰り越すこととなりました。

前年度と比較いたしますと、歳入は10億4,135万4,375円、率にして34.3%の大幅な増額となりました。その主な要因は、基幹的設備改良事業が2年目となり、ごみ焼却施設では3炉ある焼却炉のうち2炉の更新工事を、し尿処理施設では、主要設備の更新を施工したことにより、第3款国庫支出金及び第7款組合債が増額となったことによるものであります。

また、歳出についても9億9,351万7,657円、率にして34.0%の大幅な増額となりました。その主な要因は、こちらも基幹的設備改良事業に伴い、第3款衛生費の支出が増額となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、お聞き取りをお願い申し上げます。

次に、報告第1号の「専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

この報告は、塵芥し尿処理場の設置、名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例について、専決処分を行いましたので、承認を求めるものであります。

戸田市が実施いたしました組合の所在地であります戸田市美女木向田地区の住所整理事業に伴い、組合の位置の表記が埼玉県戸田市大字美女木978番地から埼玉県戸田市美女木北1丁目8番地の1へと令和3年11月1日から変更となり、本定例議会前であったことから、条例中に定めております位置の改正を専決処分で行ったものであります。

次に、報告第2号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について」申し上げます。

基幹的設備改良事業のうち、令和元年度及び令和2年度の継続事業でありましたし尿処理施設の工事が令和2年度に完了いたしましたので、継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度は、ポンプ類や電気設備などの更新費用として5,547万6,025円、令和2年度は脱水処理設備、脱臭設備及び計装設備の更新費用として2億4,152万3,975円を支出いたしました。

合計で2億9,700万円となり、財源内訳は国からの交付金が1億3,786万2,000円、地方債が1億5,140万円、一般財源が773万8,000円となり、支出額、財源内訳ともに計画どおりの執行となっております。

次に、議案第5号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

今回の改正は、国が進めるデジタル社会実現のため、国、地方公共団体ともに書面主義、押印の原則、対面主義の見直しが求められており、地方公共団体においても積極的に見直しについての取り組むようとの国からの通知がありました。それを踏ま

え、条例において定めている職員のサービスに関する宣誓について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容は、新規採用職員が行うサービスの宣誓に関し、任命権者等の面前において宣誓書に署名することとしていたものを宣誓書を任命権者に提出するものに改め、併せて宣誓書への押印を要さないこととするものであります。

次に、議案第6号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,141万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を32億513万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出につきましては、第2款総務費では、第1目一般管理費の11節役務費の手数料を39万9,000円増額しております。組合が認証取得しておりますISO14001の年1回の定期審査につきましては、令和2年度分の定期審査が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本年6月に延期となったことから、今年度内に二度の定期審査を受ける必要が生じたため、増額するものであります。

第3款衛生費では、第2目塵芥処理費で10節需用費の修繕料1,000万円を増額しております。現時点で今後の緊急修繕等に対応するには予算残高が少ないことから、ごみ焼却施設の健全性を担保し、安定した運転管理を確保するため増額するものであります。

また、第4目リサイクル促進費では、12節委託料を101万7,000円増額しております。リサイクルプラザへのペットボトルの搬入量の増加に伴い、業務委託

の作業状況が逼迫していることから、作業量の増に伴う超過勤務分の費用を増額するものであります。

次に、歳入につきましては、第5款繰越金を1,141万6,000円増額し、財源の調整を図っております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○三輪なお子議長 続いて、事務局長に詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 おはようございます。

私からは、認定第1号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定」の詳細につきまして、ご説明いたします。

お手元の歳入歳出決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金のうち第1目組合分担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定に基づき13億5,522万3,000円を収入いたしました。内訳といたしましては、蕨市が5億8,299万3,000円、分担率は43.0%、戸田市が7億7,223万円、分担率は57.0%でございました。前年度に比べ蕨市が1,663万7,000円、戸田市が914万円、総額で2,577万7,000円、1.9%の減少となりました。

うち組合運営の経費である1節組合分担金は13億1,522万3,000円で、蕨市が5億6,299万3,000円、分担率42.8%、戸田市が7億5,223万円、分担率が57.2%をそれぞれ負担いただきました。

また、将来の施設整備費用の積立てであ

る2節施設整備基金分担金は、前年度に比べ6,000万円少ない4,000万円で、蕨市、戸田市ともに2,000万円ずつを負担いただいております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料は、事業系可燃ごみと浄化槽汚泥の処分手数料で、4億1,955万5,950円となり、前年度比593万4,674円、率にして1.4%の増収でございました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により営業自粛や時間短縮営業の要請をはじめ多くの企業が経済活動に様々な制約を受けました。そのため事業系ごみの搬入量は1万8,777トンとなり、前年度比で1,516トン、率にして7.5%と大幅に減少し、近年の増加傾向から5年ぶりに減少に転じました。

令和元年度の事業系ごみの処分手数料の増額改定は、10月搬入分から実施したため改定の効果は下半期分に限られるため、前年度比較は増収となりましたが、搬入減少量に手数料単価を乗じた理論計算上は約3,335万円相当の減収であることから、組合運営への影響は少なくありませんでした。

次ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金では、国から10億2,494万7,000円の交付を受けました。基幹的設備改良工事に係る事業費のうち補助対象事業費の2分の1が交付されたもので、前年度よりも事業費が増えたため、交付額も6億1,926万円増加しております。

また、第4款財産収入、第1目利子及び配当金では、施設整備基金を定期預金で資金運用した運用益149万5,466円を計上いたしました。

第5款繰越金は1億1,366万4,677

円で、前年度比969万1,487円の増加でございました。

9ページをご覧ください。

第6款諸収入は1億5,443万6,511円で、前年度に比べ2,159万1,268円、率にして12.3%の減収となりました。

第1目回収資源売払金は1億2,209万8,074円で、前年度比681万319円、率にして5.3%の減少となりました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅者、在宅時間が増えたことから、各ご家庭から排出されるごみの量が増加し、リサイクル可能な資源物の搬入でも雑紙など一部の品目を除き増加いたしました。そのため多くの品目で前年度に比べ増収となりましたが、ペットボトルでは前年度比1,420万7,646円と大幅な減少となりました。市場価格の下落により1キロ当たりの売払平均単価は27円となり、前年度の平均単価55.19円の半値以下となったため、この影響により回収資源売払金全体では、前年度より収入が減少する結果となりました。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力で、施設の運営に必要な電力を賄った上で余剰となった夜間や日曜日などの電力を売却したもので、前年度比1,167万9,850円増の2,307万9,880円でございます。現在施工中の基幹的設備改良工事において、機器類を省エネルギータイプのものに更新したことなどにより売却電力量が増え、収入が倍増いたしました。

第3目弁償金は、福島原子力発電所事故に関連し、最終処分場に提出を義務づけられました焼却灰の放射性物質濃度の測定費用相当額を損害賠償金として収入したもので

でございます。

次ページをお開きください。

第4目雑入は921万9,074円を収入いたしました。蕨・戸田の両市がごみの収集運搬業務を委託している2事業者に対する収集運搬車両の駐車場及び仮設事務所用地の土地使用料として収納したほか、組合ホームページへの広告掲載料などを計上してございます。

第7款組合債、第1目衛生費では、前年度に比べ4億5,370万円増の10億620万円となりました。ごみ焼却施設及びし尿処理施設に係る基幹的設備改良工事の事業費として財務省から1億1,590万円を利率0.04%で、埼玉りそな銀行からは8億9,030万円を利率0.15%で借入れいたしました。

以上により令和2年度の歳入合計は40億7,552万2,604円となり、前年度と比較して10億4,135万4,375円、率にして34.3%の大幅な増加となりました。

主な増加要因といたしましては、基幹的設備改良事業に係る事業費の増加に連動した国庫支出金及び組合債の増加でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

まず第1款議会費は、議員20名の報酬をはじめ組合議会の運営に要した経費で1,470万6,993円を支出いたしました。

次ページをお開きください。

第2款総務費では2億4,298万9,797円を執行いたしました。

第1目一般管理費は、特別職の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要した経費で2億4,245万6,941円

と前年度比3, 144万6, 887円、率にして11.5%の減少となりました。

それでは、主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者及び事務局次長を除いた職員24名の人件費で、1億9,701万6,884円となり、前年度に比べ3,582万8,677円減少いたしました。

主な減少要因といたしましては、定年退職職員が前年度の2名から1名に減少したため、退職手当の支給額が2,538万3,604円減少したこと及び全職員25名中の再任用職員が2名から4名へと2名増加したことなどがございます。

13ページをご覧ください。

12節委託料では、管理運営上必要な経常的な業務を中心に13件の委託を1,999万9,636円で執行いたしました。うち文書管理システム導入業務委託は、旧システムの保守終了及び老朽化したシステムを新たにクラウド型の文書管理システムに更新した経費でございます。

次ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金につきましては、戸田市の現職職員を次長級職員として受け入れるための職員派遣負担金のほか、業務に関連する団体への負担金などを支出いたしました。

15ページをご覧ください。

26節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害者を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

第2目公平委員会費では、委員会に付託する案件がございませんでしたので、全額不用額といたしました。

第2項監査委員費は、監査に要した経費として例月出納検査及び決算審査1回、定期事務監査3回の開催に係る費用53万

2,856円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

第3款衛生費の支出額は35億5,699万6,975円で、前年度比11億1,479万4,382円、率にして45.6%の大幅な増加となりました。

第1目清掃総務費では1億1,009万295円の支出となり、前年度に比べ1,616万8,536円、12.8%の減少となりました。

主な支出は、10節需用費のうちの光熱水費7,284万4,840円で、主に施設の運転などに係る電力料金でございます。

なお、令和2年度はごみ焼却に伴う自家発電によってごみ処理に必要な電力の90.5%を賄うことができました。また、残りの外部調達電力につきましても、東京電力でなく、特定規模電気事業者である荏原環境プラント株式会社から購入することにより521万2,763円を削減いたしました。

そのほか12節委託料のうち分析委託では、環境管理に万全を期すため、関係法令等に基づきダイオキシン類や放射性物質などの測定、分析を716万1,000円で実施いたしました。

14節工事請負費では、計量法の規定に基づき計量器の点検整備を行いました。

17ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金では、焼却灰の搬出先自治体への環境保全協力金などを支出しています。

第2目塵芥処理費では、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設におけるごみの中間処理に要する経費として8億8,525万3,720円を執行いたしました。

12節委託料では4億8,451万9,475円を執行しました。うち焼却灰等埋立処分委託は、焼却炉から排出される

ばいじんをセメントで固めた固化灰の埋立処分に係る委託で、群馬県草津町の処分場で1,568トン、山形県米沢市の処分場で1,707トン、合計3,275トンを埋立処分いたしました。前年度に比べ177トン、率にして5.1%、委託金額で493万1,144円減少いたしました。

主な減少理由は、基幹的設備改良工事に伴い、近隣4市に委託した家庭系可燃ごみの処理量が前年度比4,170トン増加したことから、組合内での焼却処理量の減少に伴い、ばいじんの発生量が減少したためでございます。

また、焼却灰等資源化委託では、焼却後の不燃物残渣の総量を栃木県日光市の施設で745トン、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で1,089トンに加え、固化灰のうち384トンの合計2,218トンを道路の路盤材などとして6,506万600円で資源化いたしました。

資源化委託でも埋立処分委託と同様に、組合内での焼却処理量の減少により不燃物残渣の発生量が減少したため、資源化量は前年度比157トン、率にして6.6%、委託金額で362万9,060円減少いたしました。

では、次ページをお開きください。

14節工事請負費は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設関係の補修工事8件で、各機器の消耗品の交換及び調整、点検整備など施設の機能維持を図るための経費として2億9,258万200円を執行いたしました。令和2年度は前年度の爆発事故に伴う補修のような特殊な案件がなかったため、前年度比6,955万9,353円の減少となりました。

19ページをご覧ください。

第3目し尿処理費では、し尿及び浄化槽

汚泥の処理に要する経費として3,761万2,542円を執行いたしました。

主な支出として、12節委託料では、施設運転管理等業務委託ほか2件の経常的な業務を委託いたしました。

14節工事請負費では、各機器の消耗品の交換及び調整、点検などを実施し、機能維持を図りました。

第4目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするため、仕分け、圧縮梱包などの中間処理に要する経費で1億8,714万6,621円を執行いたしました。

主な支出は、12節委託料の施設の運転管理業務と粗大ごみ再生業務及びガラスびんと廃プラスチックのリサイクルに係る経費1億3,694円5,724円でございます。

次ページをご覧ください。

また、14節工事請負費では、各種機器類の消耗品の交換及び調整、点検など機能維持を図るために執行したリサイクルプラザ補修工事をはじめほか3件の工事を実施いたしました。

第5目リサイクルフラワーセンター運営費では5,762万3,630円を支出いたしました。12節で障がいのある方20名を含めた35名体制で施設の運営を5,057万8,000円で委託したほか、14節工事請負費では、昨年度に続き温室の補修工事を執行いたしました。

次に、第6目長寿命化対策費では、老朽化した設備を再整備し、健全性の向上を図ることによって施設のさらなる長寿命化を実現し、蕨・戸田両市のごみ処理に万全を期すことを目的として、令和4年度までの継続事業の2年目として22億7,927万167円を執行したところでございます。

前年度に比べ11億8,772万2,785円、率にして108.8%の大幅な増加となりました。

12節委託料の一般廃棄物処分委託1億3,288万592円につきましては、基幹的設備改良工事の施工に関し、ごみの処理に支障が生じないようにご家庭から排出される生活系可燃ごみ処理の一部を前年度と同様に近隣4市に業務委託いたしました。4市へ委託した処分量は、さいたま市に3,321.15トン、川口市に1,312.71トン、朝霞市に393.49トン、和光市が365.04トンの合計5,392.39トンで、生活系可燃ごみの年間排出量に対して16.3%に相当する量でございました。

なお、前年度に比べ処理量が4,170トン増えたため、委託金額は1億335万2,736円、率にして350.0%増加いたしました。

21ページをご覧ください。

14節工事請負費では、ごみ焼却施設及びし尿処理施設に係る基幹的設備改良工事を21億4,638万9,575円で施工いたしました。令和2年度は4年間の継続事業のうちでも主要な工事を施工したため、前年度比10億8,463万1,350円と費用は倍増しております。

なお、し尿処理施設につきましては、前年度の粗大ごみ処理施設に続き令和2年度に竣工、ごみ焼却施設につきましては、令和4年度までの継続事業を予定しております。

第4款公債費では、元金と利子を合わせて5,783万1,978円を償還いたしました。前年度に比べ2,978万8,958円の減少で、決算年度末の未償還元金は、令和2年度の借入れ10億620万円を含

め15億5,870万円となりました。

なお、平成19年度から平成22年度にかけて施工した前回の焼却炉延命化工事に係る組合債の償還は、令和2年度をもって全て終了いたしました。

第5款諸支出金の第1目基金費では、将来の施設整備に備えて4,149万5,466円を積立ていたしました。蕨・戸田両市による施設整備基金分担金4,000万円に加え、定期預金による資金運用益149万5,466円を積立てしております。

以上、歳出合計は39億1,402万1,209円となり、前年度比で9億9,351万7,657円、率にして34.0%と大幅に増加し、予算に対する執行率は97.4%でございました。

主な増加要因といたしましては、令和2年度は基幹的設備改良事業のごみ焼却施設で、全部で3炉あるごみ焼却炉のうちA号炉・B号炉の2系統の改良工事を執行したため、第3款衛生費の支出が大きく増えたためでございます。

以上で、事項別明細書によるご説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

以上、ご説明いたしましたとおり令和2年度決算における歳入歳出差引額は1億6,150万1,395円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額の1億6,150万1,395円となりました。

続いて、財産に関する調書についてご説明いたしますので、29ページをお開きください。

令和2年度は、土地と建物について財産の増減はございませんでした。

次ページをお開きください。

物品につきましては、消臭剤を工業用の薬品に変更したため不要となった微生物消臭剤培養器を除却いたしました。

それでは、31ページをご覧ください。

最後に基金についてご説明いたします。

蕨戸田衛生センター組合施設整備基金は、平成19年度に基金条例を制定し、積立てを始めたもので、以降蕨・戸田両市からの施設整備基金分担金や運用益を積み増し、決算年度末での残高は12億8,914万1,536円となりました。決算年度末時点で全額を定期預金として資金運用中でございます。

以上で、決算の説明を終わりますが、決算の資料といたしまして、参考資料1から4のほか、A3判1枚の決算の概要と財務書類を作成しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

◎決算認定に関する代表監査委員の報告

○三輪なお子議長　ここで大変お忙しい中、今井良助代表監査委員にご出席をいただいておりますので、決算審査の経過並びに結果についてご報告をお願いいたします。

今井良助代表監査委員。

〔今井良助代表監査委員　登壇〕

○今井良助代表監査委員　おはようございます。

これより令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計の決算審査について報告いたします。

審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき管理者より決算書及び法律に定める書類の提出を受け、去る8月30日に実施いたしました。

審査の結果、決算書及び法律に定める書類は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、また予算執行についても適正であると認められました。

令和2年度の決算額は、歳入が40億7,552万2,604円、歳出が39億1,402万1,209円となり、歳入歳出差引額の1億6,150万1,395円は、翌年度会計に繰り越しとなっております。

前年度決算額と比較しますと、歳入、歳出ともに約34%の増額となっておりますが、これは施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良事業の4か年の計画期間中、令和2年度が事業規模の最も大きな年度であったことによるものでした。工事期間中の生活系可燃ごみの処理については、近隣の4市に委託し滞りなくできましたが、翌年度以降も市民生活に影響ないよう進めたいと思います。

次に、ごみの搬入状況を前年度と比較しますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛や時短要請などの経済活動の制約により事業系ごみが減少した一方、在宅時間や在宅勤務の増加により家庭からの生活系ごみは増加したとのことでした。この状況が感染症の拡大という特殊な理由によるものであることを踏まえ、今後の動向を注視しながら引き続き減量化や資源化に必要な施策を蕨市、戸田市及び組合の3者が連携し、市民や事業者の協力と理解を得ながら推進してください。

組合の各施設は、蕨、戸田市民の衛生的で快適な暮らしに必要な不可欠なものであり、安全で安定した稼働が求められます。そのために施設の維持管理やごみの処理に多くのコストを必要としますが、運営に当たっては全ての職員が常にコスト意識を持つと

ともに、近年頻発している自然災害による災害ごみの対応など新たな課題に取り組み、中長期的な視点と市民感覚を持ち、健全で効果的な運営に努めてください。

以上、申し上げました内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございますので、ご確認いただければと存じます。

以上をもちまして、決算審査の報告いたします。

以上。

◎休憩の宣告

○三輪なお子議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

◎再開の宣告

○三輪なお子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第2号に対する質疑、委員会付託、討論、採決

○三輪なお子議長 これより報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

◎休憩の宣告

○三輪なお子議長 討論受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

◎再開の宣告

○三輪なお子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○三輪なお子議長 報告第1号について討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより報告第1号の採決に入ります。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎認定第1号、報告第3号、議案第5号及び議案第6号に対する質疑

○三輪なお子議長 次に、認定第1号、報告第2号、議案第5号及び議案第6号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎認定第1号、議案第5号及び議案第6号の委員会付託

○三輪なお子議長 これより委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、議案第5号については、総

務常任委員会に、認定第1号及び議案第6号の各所管事項については、総務、業務両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○三輪なお子議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、11月29日午前10時でございます。よろしくご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時58分散会

第 1 日	1 1 月 1 9 日 (金)	○委 員 会
第 2 日	1 1 月 2 0 日 (土)	○休 会
第 3 日	1 1 月 2 1 日 (日)	○休 会
第 4 日	1 1 月 2 2 日 (月)	○休 会
第 5 日	1 1 月 2 3 日 (火)	○休 会
第 6 日	1 1 月 2 4 日 (水)	○休 会
第 7 日	1 1 月 2 5 日 (木)	○休 会
第 8 日	1 1 月 2 6 日 (金)	○休 会
第 9 日	1 1 月 2 7 日 (土)	○休 会
第 1 0 日	1 1 月 2 8 日 (日)	○休 会

令和 3 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月29日（月）

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第11日

令和3年11月29日（月）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託案件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 認定第1号 令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第6号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

令和3年11月29日（月）

◇出席議員（19名）

1番	武下涼	議員	2番	宮下奈美	議員
3番	中野たかゆき	議員	4番	古川歩	議員
5番	鈴木智	議員	6番	大石圭子	議員
7番	保谷武	議員	8番	根本浩	議員
9番	三輪かずよし	議員	10番	前川やすえ	議員
11番	スーパークレイジー君	議員	12番	佐藤太信	議員
13番	むとう葉子	議員	14番	三輪なお子	議員
15番	林冬彦	議員	16番	酒井郁郎	議員
17番	三浦芳一	議員	18番	伊東秀浩	議員
20番	榎本守明	議員			

◇欠席議員（1名）

19番 細田昌孝 議員

◇職務のため出席した者

石塚千明 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	阿部 泰洋	嘱託
菅原 文仁	副管理者	小谷野賢一	嘱託
奥田 純子	会計管理者	有里 友希	嘱託
渡辺 靖夫	事務局長	吉野 博司	嘱託
山本 義幸	次長	栗原 誠	嘱託
木村 和正	総務課長		

令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和3年11月29日（月曜日）
午前10時00分開議

◎開議の宣告

○三輪なお子議長 これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○三輪なお子議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎管理者より発言の申出

○三輪なお子議長 次に、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。
頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 おはようございます。
ご発言のお時間をいただきありがとうございます。

本議会に提出いたしました報告案件2件の議案番号の訂正について申し上げます。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び報告第2号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について」の以上、報告2件について、報告第1号を報告第2号に、報告第2号を報告第3号に、それぞれ1号繰り下げますので訂正をお願い申し上げます。

なお、訂正いたしました議案については、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

今後このようなことがないよう、徹底してまいります。

◎一般質問

○三輪なお子議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○三輪なお子議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

各常任委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 18番 伊東秀浩議員。

〔18番 伊東秀浩議員 登壇〕

○18番 伊東秀浩議員 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会委員長報告を行います。

去る11月19日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、決算認定1件、条例案1件、補正予算案1件の3件であります。

最初に、認定第1号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、まず歳入の部について質疑に入り、第3款国庫支出金について委員より、令和2年度において粗大ごみ処理施設に係る交付金がないのは、施設の整備状況によるものであり、交付金の申請をしていないかとの質疑があり、事務局より、粗大ごみ処理施設については、令和元年度の交付金として国に申請し、受けており、令和2年度は、ごみ焼却施設及びし尿

処理施設について、国からの交付金等を受けている。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金については、環境省の所管であるが、実際の交付手続は一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会が行っているため、名称が交付金ではなく、補助金となっている。

また、し尿処理施設は、循環型社会形成推進交付金として国から直接受けている。令和元年度に粗大ごみ処理施設で受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金と内容は変わらないとの説明がありました。

さらに、委員より、複数ある国の交付金や補助金から、今回の交付金等を選択した経緯について質疑があり、事務局より、国の交付金等については、全て調べており、まず大枠として循環型社会形成推進交付金があるが、その中で条件を確認し、選択している。交付に当たっては、し尿処理施設の循環型社会形成推進交付金については、二酸化炭素を20%削減すること。また、ごみ焼却施設に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金では、5%の削減により2分の1の交付率となっており、最も条件のよいものを選択したとの説明がありました。

第6款諸収入について、委員より、電力使用料と土地使用料の内訳について質疑があり、事務局より電力使用料については、設置されている自動販売機で使用する電力、工事現場事務所で使用する電力、その他東京電力が設置している通信端末装置で使用する電力に係るものである。また、土地使用料については、組合が使用していない土地について、蕨市及び戸田市から両市内のごみの収集運搬を委託されている2業者の収集車両の駐車場及び仮設事務所の土地として貸し出しているとの説明がありました。

また、委員より、基幹的設備改良事業に

係る起債の償還期間を10年に設定した経緯と今回の事業で改修した施設を今後何年間使う予定であるかとの質疑があり、事務局より、基幹的設備改良工事については、国からの交付金と補助金を受けており、交付の条件として、最低10年は施設を使うというものがあり、これに合わせて償還年数を設定している。施設の寿命については、今後の施設整備に係る検討もあるが、最低で10年は使うことを考えているとの説明がありました。

さらに、委員より、今回の工事により長く使える可能性があるため、より長い受益期間に見合った償還期間を設定することができたのではないかと質疑があり、事務局より、償還年数は10年として当初から考えていた。借入れの利率も低く有利であり、施設の寿命を考慮すると、10年が最適であると判断したとの説明がありました。

続いて、歳出の部に入り、質疑に入り、第2款総務費について、委員より、気候変動や脱炭素社会などの社会的な課題がある中で、組合職員の人材育成の方針について質疑があり、事務局より、施設を運営していくために法的に必要な資格については、複数の職員が資格を保有するように計画的に行っている。また、公務員として必要な知識についても外部研修を毎年計画し、実施しているとの説明がありました。

また、委員より、研修内容を振り返る機会や職場内で共有するための研修発表会などを実施しているのかとの質疑があり、事務局より、研修報告会はしていないが、取得した資格については、職務上、活かされているので、上司が確認しているとの説明がありました。

さらに、委員より、組合で防災対策を網羅的に所管する部署について、また2018

年の西日本豪雨災害で岡山県倉敷市のごみ処理センターが災害ごみであふれ返って処理が追いつかなかった事例があるが、災害時における近隣地域との合意形成や相互支援体制の整備状況について質疑があり、事務局より、組合全体で取り組んでいく課題であり、また浸水が起きた場合については対応が難しい部分もあり、ごみの処理が滞ることも考えられる。この場合、県内の全市町村で構成される埼玉県清掃行政研究協議会の相互応援体制を活用していくことになる。今回の基幹的設備改良工事中におけるごみ処理の外部委託もこの仕組みを利用しているとの説明がありました。

さらに、委員より、ストレスチェック業務委託について、その結果、課題は生じていないのかとの質疑があり、事務局より、全職員を対象に実施している。職員個人の結果は本人しか知ることができないが、職場全体の傾向については分析しており、昨年度については特に問題のある内容とはなっていないとの説明がありました。

他の委員より、コロナ禍でのごみ収集業務に当たっての感染対策などは、組合の災害対策の枠組みに入っているのかとの質疑があり、事務局より、収集業務は市の所管であるが、処理については感染への対応を徹底するように、各事業者に通知しているとの説明がありました。

他の委員より、ホームページ更新等委託料について、基幹的設備改良事業のような省エネ化などの環境に関する取組を市民に届けるための情報発信について、ホームページを中心に行っていると理解しているが、組合の環境問題への取組やリサイクルフラワーセンターでの高齢者や障がい者の雇用の取組などを社会的に発信することが必要と考えるが、どのような考え方を持ってい

るのかとの質疑があり、事務局より、組合単独での情報発信の手段としては、ホームページを活用しているが、その他、蕨、戸田両市の広報やホームページに情報を掲載している。また、近隣地域の住民との連絡協議会の場において発信を行っているとの説明がありました。

また、委員より、イベントや個人への花苗の配布や再生家具の販売などの機会にセンターで取り組んでいる活動について、その過程が見えるような形で情報発信を積極的に行っていくことについて要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

本案は質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○三輪なお子議長 続きまして、業務常任委員会委員長 6番 大石圭子議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 おはようございます。ただいまから業務常任委員会委員長報告

を行います。

去る11月19日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定1件、予算案1件であります。

最初に、認定第1号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」中、当委員会所管事項について申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

まず、第2目塵芥処理費について、委員より、需用費、消耗品費の脱硝用尿素水について、現在、尿素水は、国際的に需要が逼迫している話があるが、価格が上がるなど、需給に影響のある薬品や物資はあるのかとの質疑があり、事務局より、尿素水等の薬品については、昨年度来、調達に困るような状況は起こっていないとの説明がありました。

次に、第4目リサイクル促進費について、委員より、需用費の流用の内容について説明を求める質疑があり、事務局より、これはリサイクルプラザのハンガードア補修とペットボトル圧縮梱包機補修に流用したものであり、どちらも緊急に対処したものであるとの説明がありました。

他の委員より、需用費の薬品費について説明を求める質疑があり、事務局より、これはリサイクルプラザプラットホームで使用している消臭剤であるとの説明がありました。

また、委員より、消臭剤は以前使用していたEM菌というものなのかとの質疑があり、事務局よりEM菌は平成28年度まで使用していたが、10年使用し、配管の腐

食等があった。また、工業用薬品の消臭剤と費用等を比較検討した結果、平成29年度から工業用薬品の消臭剤に切替えたとの説明がありました。

他の委員より、再生家具売払いのPR方法について説明を求める質疑があり、事務局より、従来の方法では開催時期が決まっていたため、両市の広報に掲載、各公共施設にポスターを貼る、また近隣町会にチラシを配布するなどし、PRをしていたが、今回初めてインターネットを利用した売払いを実施した。PRについては、組合のホームページと蕨、戸田両市のSNSを活用したとの説明がありました。

また、委員より、今後もインターネットを利用した売払いを実施していくのかとの質疑があり、事務局より、今回新型コロナウイルスの影響のため、新たな方式で売払いを実施したが、インターネットを利用した方式との課題や従来方式との関係性を整理して、継続して実施していきたいとの説明がありました。

他の委員より、再生家具売払いの売れ残り品の取扱いについて質疑があり、事務局より、再生家具売払いは、まず入札方式で実施し、その後売れ残りの先着販売を実施している。それでも売れ残ったものは破碎処理となるとの説明がありました。

また、委員より、先着販売の家具の値段はどのように決めているのかとの質疑があり、事務局より、過去の売払いの動向から考え、組合で設定しているとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、障がい者の雇用を就業体験の場と位置づけているのか、それとも雇用の場と位置づけているのか。また、今後も現在の20名の雇用という規

模を継続していくのかとの質疑があり、事務局より、障がい者施設側での位置づけについては、それぞれの施設の考えとなるが、組合としては埼玉県最低賃金を支払っていることから、雇用の場に当たると考えている。今後の雇用の規模については、スペース、作業量から考えると、この規模を維持していく考えであるとの説明がありました。

他の委員より、委託料、時間帯を考えれば、もう少し雇用を拡大できるのではないのかとの質疑があり、事務局より、リサイクルフラワーセンターは、生ごみをリサイクルして、花苗に還元するという趣旨に基づき実施されている。現在の施設、設備を使っていくという部分も含めて障がい者の雇用を拡大することは難しいと考えているとの説明がありました。

また、委員より、今後、花苗以外の業務で午後の時間帯なども考え、障がい者の雇用拡大について検討していただきたいとの要望がありました。

他の委員より、新型コロナウイルス感染症によるリサイクルフラワーセンターの運営への影響とモニタリングについて質疑があり、事務局より、リサイクルフラワーセンターの新型コロナウイルス感染症の状況については、施設担当者が毎日施設に行き、また日報等でも確認している。現在のところ業務に支障が出るような状況は発生していないとの説明がありました。

また、委員より、現在新型コロナウイルスの感染が収まっているところだが、第6波の懸念もあるため、安心して働ける環境を委託事業者とつくっていただきたいとの要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、

当委員会所管事項について、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「令和3年度蕨戸田衛生センター会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○三輪なお子議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○三輪なお子議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

◎再開の宣告

○三輪なお子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○三輪なお子議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○三輪なお子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

◎再開の宣告

○三輪なお子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○認定第1号の採決—認定

○議案第5号の採決—可決

○議案第6号の採決—可決

○三輪なお子議長 これより討論、採決に入ります。

認定第1号「令和2年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本認定に関する各委員長の報告は、認定であります。

本認定を各委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本認定は各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第5号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は各委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○三輪なお子議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○三輪なお子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○三輪なお子議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 輪 なお子

署名議員 武 下 涼

署名議員 スーパークレイジー君